

令和6年度やまなし農山漁村発イノベーションサポート業務委託に係る
企画提案選定の手順及び審査の基準（参加資格審査）

1 選定の手順

(1) 審査委員による申請内容の審査（書面審査）

(2) 審査結果により企画提案公募への参加者を選定

- 公募要領「3」に記載された参加資格の確認。
- 各項目の評点を合計したものを審査点（30点満点）とする。
- 各審査委員の審査点を合計して総合点を算出し、得点率50%以上の参加申込者を、企画提案公募への参加者として選定する。
ただし、次のいずれかに該当する場合は順位にかかわらず参加者とししない。
 - ・ 審査委員の2名以上が評価点2点以下とした審査項目が1つ以上ある場合。
 - ・ 審査委員の2名以上が審査点を15点未満とした場合。

2 審査の基準

審査項目と内容	
(1) 類似業務の経験や専門知識等	【配点：10点】
<ul style="list-style-type: none">・ 本業務に関連する専門知識やノウハウ等の蓄積があるか。・ 本事業に類似する業務の実施経験があるか。	
(2) 業務実施能力・体制	【配点：10点】
<ul style="list-style-type: none">・ コンプライアンスや情報管理を適確に行い、県関係機関、市町村、JA（農業協同組合）、関連企業等と円滑な連携を図り、本事業を確実かつ効果的に実施する体制を備えているか。	
(3) 経営状況	【配点：10点】
<ul style="list-style-type: none">・ 経営状況に問題はないか。	

**令和6年度やまなし農山漁村発イノベーションサポート業務委託に係る
企画提案選定の手順及び審査の基準（企画提案審査）**

1 選定の手順

(1) 審査委員による申請内容の審査（プレゼンテーション審査）

(2) 審査結果により委託候補者を選定

- 内容点(下記2)各項目の得点（審査委員の評価点に係数を乗じて算出する）を合計したものを審査点（100点満点）とする。
- 各審査委員の審査点を合計して総合点を算出し、得点の多い順に委託候補者として選定する。
- 総合点と同じ場合は、審査委員の多数決により順位を決定する。
ただし、次のいずれかに該当する場合は順位にかかわらず委託候補者とししない。
 - ・ 審査委員の2名以上が評価点2点以下とした審査項目が1つ以上ある場合。
 - ・ 審査委員の2名以上が審査点を50点未満とした場合。

2 審査の基準

審査項目と内容	
内容点	
ア 事業の趣旨・事業内容の理解度	【 配点：10点（評価点）×1＝ 10点 】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の趣旨との整合性がとれているか。 ・ 仕様書に記載された内容について全て提案されているか。 ・ 内容が十分理解されており、具体性のある提案であるか。 	
イ サポートセンター運營業務	【 配点：10点（評価点）×6＝ 60点 】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県の農山漁村発イノベーションの現状について、十分な理解があるか。 ・ 関係機関と十分な連携が見込まれるか。 ・ 支援対象者に対して、経営改善に向けた効果的な支援ができるか。 ・ 総合化事業計画策定に向けた効果的な支援ができるか。 ・ 事業の目的を達成するために妥当な内容か。 ・ 経費の見積もりは具体的であり、所要経費は妥当か。 	
ウ 人材育成研修会	【 配点：10点（評価点）×2＝ 20点 】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成研修会を効率的、効果的に実施するための企画力があるか。 ・ 農山漁村発イノベーションの取り組みに向けた人材の育成が期待できるか。 ・ 事業の目的を達成するために妥当な内容か。 ・ 経費の見積もりは具体的であり、所要経費は妥当か。 	
エ 実施計画	【 配点：10点（評価点）×1＝ 10点 】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施スケジュールに実現性があるか。 ・ 実施手順が効率的であるか。 	